

「パートナーシップ構築宣言」 を行う中小企業のみなさまを応援します！！

～経営強化支援資金（大口資金）の利率・保証料を優遇！～

名古屋市は取引先と共存共栄の関係を築こうとする中小企業のみなさまの力になります！

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表し、経営強化支援資金（大口資金）をご利用いただく方に

○ ポイント1：融資利率を 0.1% 優遇

○ ポイント2：信用保証料を 最大 0.08% 優遇

※「経営強化支援資金大口資金～SDGs 推進（利率優遇）～」適用

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、「パートナーシップ構築宣言」（※）ポータルサイトにおいて宣言を公表している方

2 制度概要

融 資 限 度 額	1 億5,000万円									
資 金 使 途	設備資金・運転資金									
融 資 期 間 融 資 利 率	設備資金	3年以内	年 1.0%						(優遇前 年 1.1%)	
		5年以内	年 1.1%						(優遇前 年 1.2%)	
		7年以内	年 1.2%						(優遇前 年 1.3%)	
		10年以内	年 1.3%						(優遇前 年 1.4%)	
	運転資金	3年以内	年 1.4%						(優遇前 年 1.5%)	
		5年以内	年 1.5%						(優遇前 年 1.6%)	
		7年以内	年 1.6%						(優遇前 年 1.7%)	
		10年以内	年 1.7%						(優遇前 年 1.8%)	
保 証 料 率 (年 率 %)	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となります。									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	優遇後	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	(優遇前)	(1.83)	(1.67)	(1.49)	(1.33)	(1.12)	(0.91)	(0.74)	(0.57)	(0.40)
※「経営強化支援資金大口資金～SDGs 推進（利率優遇）～」適用										
担保・連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定									

※ 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp/index.html>



3 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - SDGs 推進保証なごやに関する説明書
（「パートナーシップ構築宣言」を行っていることがわかる書類）
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書（写し）2期分・決算書（写し）2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - （法人の場合）商業登記にかかる登記事項証明書（商業登記簿謄本）、定款
- ※ 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

名古屋市信用保証協会所定

5 その他

- この融資制度は、責任共有制度（※）の対象です。
 - ※ 責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

6 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号（中小企業振興会館 6 階）
電話 052（735）2100
- 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目 12 番 31 号
電話 052（212）3011

（令和 7 年 4 月 1 日現在）